

繰越金 百五十万円を新しく計上しようとするものがございます。
そのほか、裁入からの説明申しあがります。第一款の使用料及び
手数料におきまして百九十九万五千円を追加いたそうとするものを
ございます。これは主として、と殺場及び使用料改定による増
収見込み分をございます。第三款の繰越金におきまして十九万千
円を追加いたそうとするものをございます。これは前年度繰越金
の清算繰越の結果によります。予算の未計上分を二二に追加しよ
うとするものでござります。そうして裁入の合計は既定予算額が六
百三十五万円に計上して、今回の追加計上額は三百十八万四千円。最
終の予算裁入額は八百五十九万四千円となる次第でござります。
次に裁入のつらぎ説明を申しあげます。第一款の事務所費にお
きまして五十六万四千五百円を追加いたそうとするものをございます。
その内容は給子改定によります。人件費の不足額を計上すると。

と、その他需用費や総務費等の経常経費を実績に即
すように二二で補正を行ふ次第でござります。次に第三款の新
築改築費におきまして九百四十円を追加いたそうとするものをござ
ります。これはと場の一番南側にある排水溝にふたをする工事
といふ。現在の排水溝は工管にさそくあります。これをセキム
管にする工事等が九百四十円をござります。第四款の繰越金にお
きまして百五十万円を追加いたそうとするものをござります。これは
昌頭で申しあげましたように、新規に計上いたした一般会計
（の繰越金）をござります。第五款の予備費におきまして六万四千九
百円を追加いたした。裁入合計と同じように既定予算額が
六百三十五万円に計上して、今回の追加額が三百十八万四千円、合
計いたして、本年度最終の予算額は八百五十九万四千円となつ
た次第でござります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

一、議長（石所信義君）

二ハ収メテ予リ復疑ミ行ハス。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長石川信義

二、三に、質疑を叙述いたします。

おはかりいたします。議案第三号はと場特別委員会に付託し詳細な審議を願うことにしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ者あり

一、議長（石川信義君）

長（石川信義君）
「異議なし」と認め、さう決定いたしました。
なお委員会の審査報告は本会期にお預けいたします。

一、議長（石川信義君）

石川信義君
日野第九稲生町国民健康保険条例の一部を
改正する条例について議案第三千六百七十五番を議題と供し、
局長として朗読をなせしむ。

（附用議定事務官長訓詁）省略

一、議長（石川信義君）

聖學者から提問聖書の説明を求む。

一、助役（藤崎俊夫）

藤崎俊夫君
議案第三十三号 福生町農健康保険条例の
却を改正する条例について説明しあひます。
福生町における

国民健康保険制度におきましては、条例の規定に基づきまして所得割

が保険料の賦課額の千分、資産割合千分、被保険者均等

創成率%、形勢別平均創成率%と云ふ二つは、四月一日を賦課期

井として調査いたしてあるのうございますか、
ニニクニ投票中

しあげおしき第1条の関係の所御割の算定の規定が昨年

地方税改の改正となりまして、が承知のように町民税の改正の際に

之說明申しあげましたように、非常に事務的のことと申し訳

けないうるが、従来地方税として使用されてきた、餘所得金額といふ

タ、税改正による所得金額、退職所得金額及び山林所得金額といふ

さうに、触れぬ規定を以て之になりしとのべ、
眞實納付は現



一、議長（石所信義君）

二ハ収メテ予リ復疑セ行ハス。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長石川信義

二、三に、質疑を叙述いたします。

おはかりいたします。議案第三号はと場特別委員会に付託し詳細な審議を願うことにしたいと思ひます。又これに異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ者あり

一、議長（石川信義君）

長（石川信義君）
「異議なし」と認め、さう決定いたしました。
なお委員会の審査報告は本会期にお預けいたします。

一、議長（石川信義君）

石川信義君
日野第九稲生町国民健康保険条例の一部を
改正する条例について議案第三千六百七十五番を議題と供し、
局長として朗読し、可とせし。

（附用議定事務官長訓詁）省略

在とすべく変らざるものと見做す。地方税政の規定に合せ
して、その国民健康保険条例の關係条文を整理するに於て、本
案を提出申しあげた次第でございます。さうして審議の上
ご可決の旨にお願ひ申しあげた次第でございます。

一議長（石川信義君）

こゝより質疑を行います。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

こゝにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第三十三号は厚生委員会に付託し

詳細な審議を願うことにいたしたいと思ひますが、こゝにて異
議ありませぬか。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

ご異議なしと決ひのさう決定いたしておきます。
なお委員会へ審査報告は本会期中にお願ひいたします。

一議長（石川信義君）

こゝにて暫時休憩いたします。

午後二時 五十六分休憩

午後三時 五分開議

一議長（石川信義君）

休憩前に引続き會議を開きます。

目録第十種生計社会教育委員の設置に關する条例の制定について議
案第三十三号を議題にいたします。局長として議案の朗読をいたさせ
ます。

（朗読）議案事務局長（朗読） 省略

一議長（石川信義君）

理事から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君）

議案第三十三号 種生計社会教育委員の設置に關

する条例の制定について説明申し上げます。最近の世相、そのなか

種生計の現状が少子化を呈し、学校教育に平行して社会教育の充実

強化が必要であるという事には申しあげてもないところでござ

ます。このたびその方針としてこの議案とは別に教育委員会事務局に社会教育主幹補を一名増員いたし、事務局の強化をはかるとして、それに準行いたし、この際社会教育法に基き、する社会教育委員の制度を新たに増設いたし、福生町の社会教育行政の充実強化をはかるという志又から、教育委員会の意見を聞き、つて本案例案を提出した次第でござります。この社会教育委員の構成、職務の内容等につきましては、社会教育法に規定されておるのどござります。ご参考までに末尾に社会教育法の抜粋を添付申し、お大次第でござります。その第四章では社会教育委員の構成をうたて、おるのどござります。第五條の第一項では都道府県及び市町村に社会教育委員を置くこととされてゐる。第二項で社会教育委員は左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が推薦するとして、一として、は当該都道府県又は当該市町村の区域内に設置さ

いた各学校の長、二は当該都道府県、又は市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体にありて、是等その他の方法により推せんといふ当該団体の代表者、三は学識経験者となつております。次の第十七條で社会教育委員の職務をつたつてあります。社会教育委員は、どういふ仕事をするかといふと、社会教育に關し、教育長を経て教育委員会に助言する、左の職務を行つとして、一は社会教育に關する諸計画を立案する、二は定例又は臨時に會議を申す、教育委員会の諮問に依り、三は對して意見を述べること、三は前三号の職務を行つたために必要を研究調査を行つこと、この三つを社会教育委員がやらなければならぬことになるてあります。なおこの制度を設けると、今後町の社会教育団体に対し、補助金を交付しようとする場合には、第十三條に社会教育審議会（審議）の諮問として、国又は地方公共団体の補助金を交付する町

は社会教育委員会の意見を聞き行なうべきでないという
ことになつてゐるわけを申し上げます。この条例案について申しあげま
す。ただいま申しあげますところによる社会教育法の主旨
に基づきまして、第一条におきましては、社会教育法の第十五条
の規定に基づきまして、福生町は社会教育委員を置くとし、第
二条におきましては、委員の定数は十人とするのと、次の第三条に
おきましては社会教育委員の任期は原則として二年とするのと守を
規定してあります。と、第四條におきましては、特別の必要が生じ
た場合は臨時委員の委嘱すること、第五条ではその他細かな事項
の規定は教育委員会に委任するものとする。附則
におきましては本条例は四月一日から施行するところであるので
ござります。こゝに要する予算は、後にご審議いただきます
新年度予算におきましては三十四万を計上してゐるが、第五でございま

す。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 石川信義君

二より質疑を行います。

一、十番 田村 祐一君

社会教育委員の条例でござります。又二に

社会教育法の抜すいけ出てあります。社会教育関係の諸
団体に對する補助金を交付する時は教育委員会が社会教育委員
の意見を聞き行なうべきでないといふことになつてゐるわけ
ですが、福生町教育長の補足説明をいたしていただければ、今までも
この制度は作つておかなければならなかつたんだ。ところが、こゝに
對する研究が足りなかつたので、作らなかつたんだといふことを言
つておつた。私は思ひます。ただ、その助役の説明では、その
社会教育を充実するためには社会教育主事補を新たに設け、さ
うして条例による社会教育委員会を設置し、強化するんだといふ
説明をしてあります。今までの経過からして、これは当然作

つておくべきものであつたのか。現状は足りなかつたので休んでないが、今日まできたのか。あつたならば任事であつたので当然。こうして時期に補任がきたので休むというところであつたのか。これは基本的に休んであります。その点お伺ひしていただきたいと思ひます。

一 助役 藤崎俊夫君 社会教育振替すいの第五条を見てもいいかと思ひます。すとおのり頼みかと思ひますけれども、都道府県も市町村も社会教育委員を置くところである。となつておいて、置かなくてよいわけが、従つて社会教育委員を置かない場合は当然社会教育委員会にすう補助金を出す場合、社会教育委員の意見は聞けなわけが、又意見を聞かないでおいてもよいわけがござります。

一 大番 田村祐一君 なるほど。第五条と第六条を比較いたします。と第五条は、しなげればならない。と言ひさうであり、第五条は設置しなくともよいということが弾力性である程度もつております。



ので若干その点の矛盾性があると存じます。この社会教育委員制度を設けた場合、補助金を出す時は教育委員会の意見を聴取するということならば疑義はないのですが、このすうと見ますと第五条と第五条に何か矛盾があるように思ひます。又先ほど私が申しあげたように、教育委員の補任説明が間違つていくというところから、こゝを訂正していいかと思ひます。

一 教育委員 橋本英五郎君 私の意見を訂正するおりに訂正させていいかと思ひます。

一 議長 石川信義君 二いふて質疑を終結いたします。おわかりいただけます。議案第三十三号は総務委員会に付託し、詳細な審議を願うことになりたいと思ひます。それと異議ありませんか。

(了) 解 と呼称あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長(石川信義君)

「異議なし」と決りさきの決定いたしおしん。
なお本委員会の審査報告は本会期中にお願いたしします。

一議長(石川信義君)

日程第十一 非常勤の特別職の職員の報酬及び賞
用并償に関する条例の改正する条例について 議案第三四号を
議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさせます。

(朗読 議案事務局長相鏡) 省略

一議長(石川信義君)

理事者へから提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫君)

議案第三四号の非常勤の特別職の職員の報酬
及び費用并償に関する条例の改正について、ご説明しあがります。
新年度から予算その他のご提案しあがりますように、大抵
おご提案しあがります。社会教育委員あがります。教育委員会
の規則を定めたりスポーツ振興に基きまして、別に体育指導員を置



くことと予定しております。これは新年度予算案で訂正してあり
ます。次にご提案しあがります。駐留軍関係離職者
等対策協議会条例案に示す委員。こうした場合の設置を
予定されておられる関係から、委員三人の報酬額を本条例に新たに
規定いたします。合せて現行条例の不備も改正しようとい
うことからご提案しあがります。現行条例の不備
というのは、すでに設置されております。しかし委員会の委員
の報酬もその際合せてその条例中に規定して置くべきだといふ
ことから規定したものでございまして、内容にありまして従来と全然変
わらないものでございまして、よろしくご審議を承り、ご可決あらん
こととお願ひしあがります。ご報告します。

一議長(石川信義君)

こいより質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）

二八〇〇復疑を以て結ばれたい。

おはかりにたいし。議案第三四号は、臨時委員会に付託し、詳細な審議を願うことといたしたいと思ひます。二八〇〇異議あり
ません。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）

「異議なし」と認めよう決定したい。

なお委員会の審査報告は、本会期中にお願ひたい。

一議長（石川信義君）

日種第五種臨時駐留軍関係離職者等対策

協議会条例の制定についで、議案第三五号を議題に決します。
事務局長として議案の解説をいたします。

（町田議長事務局長解説） 省略

一議長（石川信義君）

理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君）

議案第三五号臨時駐留軍関係離職者等

対策協議会条例の制定についで、説明申しをします。本会についで

しては、臨時におおし、本協議会を設置するの必要がある。

と、この協議会がついて決定の線にのり、この提案申しをします。

このように、本会には、この設置にたいして、町田、村山

町、国、町等と同様に、この設置にたいして、第一、この駐留軍関係

離職者等臨時措置法に基づいて設置するの必要がある。第二

、この設置については、本協議会は関係行政機関相互の連絡調整期間

がある。第三、この協議会の組織を規定し、一の学識経験者は

二名、これは協議会が互に決定することと予定してあります。それから

経営団体の代表者二名、これは工業者から二名、商業者から二名

とするのが適当ではないかと思ひます。次の関係労働組合の代表者二名、

四の関係行政機関の職員二名、これは

この職業訓練所長さんと、青柳市にある職業安定所長さん



と予定してあります。次の五には福生町の職員が如何、これは役場の課長級と予定してあります。次に第四条におきまして委員の任期で、この任期は一年といふ。第五条では、会長は町長で副会長は町役とすること等と規定しておられるのであります。第六条におきましては、この協議会は会長が招集する旨を規定し、第七条は協議会の協議すべき事項の規定でございます。第八条におきましては、必要に依りて専任委員を置くこととある旨の規定で、第九条は定数及び表決等の規定、第十條は事務局設置の規定、最後の子条は、その他必要な事項は町長に委任していただく旨の規定とあるわけでございます。以上よろしくご審議を賜りまして、採決とあり、ご可決の旨とお願ひ申しあげます。

一 議長 石川信義君

二 八三〇 復疑を行います。

一 十八番 田村祐一君

先般協議会におきまして討議のしよれ

時に、理事者の運用上、大体このようにお見えなうと、お聞きしたわけでございますが、この協議会が設置された場合に、町会長が町長であり、又副会長が副会長といふこととあり、この協議会の運用上のお見えなうと、一度明確にするために、お聞きしたいと思ひます。以前の就職難という時代から一変して求人難という時代になった現在におき、特に駐留軍関係の離職者という立場のあるもの、今日そういったものの作務はどうか、というお見えなうと、運用上にあつては、さしつかえない範囲内におき、町長が他に職を求むる人の相談の窓口としての役割があると思ひますか、そうして、広義の意味から町長の見解をお聞きしたいと思ひます。

一 町長 瀬古清蔵君

ただいまのご指摘の点でございますが、

り。今後の変化も考えなければならぬ。又本特別委員
会の設置につきも十分に研究をし、検討してもらい、き
たいと思ひます。又同時に今のお説の点もなるとか善処してい
きたいと思ひております。

一 三番 渡井明君

松子さんとお聞きしたいと思ひます。

従来から議会には離職対策特別委員会があり、この条例がござ
るのと多少重複することもあり、と思ひます。その点、議長
はどのようにお考えですか、お聞きしたいと思ひます。

一 議長 石川信義君

本件につきましては、たまたまこのようない
容の請願が提出され、厚生委員会でも慎重審議され、このよう
な形になり、離職対策特別委員会というものは駐留軍だけでは
なくその他いろいろ含まれていくわけがござります。今度の条
例は離職者だけの条例でござりますので、特別委員会というもの



六
十
三
日

福 生 町 議 会



の名称を変えなければならぬ。それによって厚生委員会だけ
では決定、あるいは結論がでない問題でござりますので、今後どう
いうふうにもっていくかという点については、たまたま委員会の改選
も近いので、それまでなるとか結論を出したいと考えており
ます。

(了解と呼称者あり)

一 議長 石川信義君

二回に亘る質疑も終結いたしました。

おはかりいたします。議案第三五号は厚生委員会に付託し、
詳細な審議を願うことに致したいと思ひます。これに異議
ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一 議長 石川信義君

この異議なしと決まりました。決定いたしました。
なお本委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。